

会員各位

一般社団法人関西 ガラス外装クリーニング協会
報告者: 松田 和啓

会員 (非会員) 不明

災害速報

発生日時	2024年	8月	27日	午前 午後	12時30分頃	
発生場所	大阪	都 府	道 県	大阪市中心	市 町 村	
被災程度	死亡	0名	重傷	1名	その他	
被災者	年齢	48歳	男性	一人親方	経験年数	25年
作業内容	窓ガラスクリーニング その他()					
作業方法	ロープ ゴンドラ 乗り出し 伸縮はしご					

災害発生状況 他(現在確認できている情報)

会員企業からの状況説明

事故状況 被災者は9階建てのテナントビルでロープ高所作業を行っていた。ビル正面側が、セットバックになっている建物で、6階ベランダからロープをセットして作業していたが、何らかの原因で下降器(器具未確認)ブランコ板とともに地上に墜落した。

被災者はロープ特別教育受講済 被災者の容体 背骨圧迫骨折 全治3ヶ月

※会員企業からの最新の情報提供です。

被災者から事情聴取をしたところ、事故当時の記憶ははっきりと覚えていないような話ですが、接続器具(下降器)はリグを使用しロープをリグにセットする際、逆方向に通し身体保持器具(ブランコ台)に搭乗、ロープに荷重をかけたらブレーキ機能が効かず下降し手でロープを捕まえながら2~3階ぐらいまで滑り降り、手の痛みと力が尽きて墜落した。墜落阻止器具(アサップ)を墜落制止用器具(フルハーネス)に装着していたが、ブランコ台に乗り込む時にライフラインに取り付けていなかった。

被災者は現在、歩けるところまで回復しリハビリ施設へ転院予定

安全対策

- ①屋上端部など、墜落のおそれがある箇所では、ランヤードを墜落制止用器具の取り付け設備(堅固な支持物)に取り付け、労働者の墜落防止の措置を講じる
 - ②接続器具(下降器)をロープに取り付ける際、正しい向き・方向で取り付けられているか指差し呼称で確認する
 - ③乗り込む際、墜落阻止器具がライフラインに正しく接続しているか指差し呼称で確認する
- ① ② ③に関する内容として作業指揮者が確認すること

関係法令:労働安全衛生規則(作業指揮者)第539条の6

内容:事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第1項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項をを行わせなければならない。

- 一 第539条の3第2項の措置が同項の規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。
- 二 作業中、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

関係法令:労働安全衛生規則(要求性能墜落制止用器具の使用)第539条の7

内容:事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなければならない。

- 2 前項の要求性能墜落制止用器具は、ライフラインに取り付けなければならない。

【速報連絡体制】 ①協会(報告者) → ②連合会事務局・安全技術教育委員長 →

→ ③各協会事務局 → ④各協会会員

◎災害速報は災害の内容・原因等を会員に報じて情報共有し、再発の防止につなげることを目的としています